日進市都市公園条例の一部を改正する条例(案)

1 理由

- (1) 都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものであります。
- (2) これまで管理者の判断で禁止していた行為について、その根拠を明確に定めること等により、公園の適正利用に努めるために、改正するものであります。
 - ○都市緑地法等の一部を改正する法律の概要(出典:国土交通省ホームページ)

概要

都市公園の再生・活性化

【都市公園法等】

- ○都市公園で**保育所等の設置を可能** に (国家戦略特区特例の一般措置化)
- ○民間事業者による**公共還元型の収益施設の設置管理制度**の創設
 - 収益施設(カフェ、レストラン等)の設置 管理者を民間事業者から公募選定
- -設置管理**許可期間の延伸**(10年→20年)、 建蔽率の緩和等
- -民間事業者が広場整備等の公園リニューア ルを併せて実施

(予算) 広場等の整備に対する資金貸付け 【都市開発資金の貸付けに関する法律】

(予算) 広場等の整備に対する補助



- ▶ 芝生空間とカフェテラスが一体的に整備された公園(イメージ)
- ○公園内のPFI事業に係る設置管理 許可期間の延伸(10年→30年)
- 〇公園の活性化に関する協議会の設置

緑地・広場の創出

【都市緑地法】

- ○民間による市民緑地の整備 を促す制度の創設
- 市民緑地の設置管理計画を市 区町村長が認定

(税)固定資産税等の軽減 (予算)施設整備等に対する補助

○緑の担い手として民間主体を 指定する制度の拡充

ー緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定 対象にまちづくり会社等を追加



▶ 市民緑地(イメージ)

都市農地の保全・活用

【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】

〇生産緑地地区の一律500㎡の 面積要件を市区町村が条例で 引下げ可能に(300㎡を下限)

(税) 現行の税制特例を適用

○生産緑地地区内で**直売所、農家** レストラン等の設置を可能に



市街地に残る小規模な農地での収穫

(地域特性に応じた建築規制、農 地の開発規制)

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

○市区町村が策定する「**緑の基本計画**」(緑のマスタープラン)の記載事項を拡充 【都市緑地法】 -**都市公園の管理**の方針、農地を緑地として政策に組み込み

- 2 条例(案)の基本的な考え方
- (1) の理由における改正について

(1) -1 市内に市民緑地がある場合の都市公園の設置基準を定めるための改正

都市公園法施行令(改正後)

(住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標 進)

第1条の2 一の市町村(特別区を含む。以下 同じ。)の区域内の都市公園の住民一人当た りの敷地面積の標準は、10平方メートル(当 該市町村の区域内に都市緑地法(昭和48年 法律第72号) 第55条第1項若しくは第2 項の規定による市民緑地契約又は同法第63 条に規定する認定計画に係る市民緑地(以 下この条において単に「市民緑地」という。) が存するときは、10平方メートルから当該 市民緑地の住民 1 人当たりの敷地面積を控 除して得た面積)以上とし、当該市町村の 市街地の都市公園の当該市街地の住民 1 人 当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル (当該市街地に市民緑地が存するときは、5) 平方メートルから当該市民緑地の当該市街 地の住民 1 人当たりの敷地面積を控除して 得た面積)以上とする。

現在の日進市都市公園条例

(住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条 市の区域内の都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

【参考】都市公園法第3条第1項

(公園の設置基準)

第3条 地方公共団体が都市公園を設置する場合においては、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものとする。

- ・ 都市公園法施行令第1条の2は、改正により赤字の箇所の規定が追加されました。
- ・ 都市公園法施行令第1条の2は、都市公園法第3条第1項に規定する都市公園の設置基準 の参酌基準に該当します。
- ・ 都市公園法第3条第1項の規定から、日進市都市公園条例第2条第1項を規定しています が、都市公園条例第2条第1項の規定は、都市公園法施行令第1条の2の規定内容と同様 の規定内容としていることから、次の考え方で改正します。

◎改正 (案) の考え方

日進市都市公園条例第2条の規定に、改正された都市公園法施行令第1条の2の赤字の箇所の内容と同じ規定を追加します。

(1) -2 運動施設の都市公園に対する敷地面積の割合を条例化するための改正

都市公園法施行令(改正後) 現在の日進市都市公園条例 (公園施設に関する制限等) 規定なし 第8条 一の都市公園に設ける運動施設の敷 地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に (理由) 対する割合は、 **100 分の 50 を参酌して当** 改正前の施行令において、基準が定められ 該都市公園を設置する地方公共団体の条例 ていたため、条例で規定する必要がなかった。 で定める割合(国の設置に係る都市公園に あつては、100分の50)を超えてはならな 1, 【参考】都市公園法施行令(改正前) (公園施設に関する制限等) 第8条 一の都市公園に設ける運動施設の敷 地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積 の100分の50をこえてはならない。

- ・都市公園法施行令第8条第1項の改正により、地方公共団体は、100分の50という基準を 参酌し、地域の実情に応じて条例で運動施設率を定めることになりました。
- ・そのため、次の考え方で改正します。

◎改正 (案) の考え方

都市公園法施行令第8条第1項の改正前の規定や改正後の参酌基準を踏まえ、100分の50として定める規定を追加します。

● (2) の理由における改正について

広報につしん2017年9月号-抜粋・

ランド) りますので、 他の人の自由な利用を阻むことにな ツセンター、 教室などを催したいときは、 たは全部を独占して利用することは、 スポーツ教室などによる 止に公園などを使用する団体を見 室をするために、公園などの **然占的利用は許可していませ** 施設を独占的に使用してスポーツ (本市の例:総合運動公園、 無許可のスポーツ教室など不 東山グランド、米野木北山グ の利用 サッカーなどのスポーツ教 上納池スポーツ公園体 原則として許可して をご検討ください。 スポー

です。次の点にご注意の上、公園などの適 ご利用いただくことを前提とした公共施設 正利用へのご理解とご協力をお願いしま さんが、お互いに譲り合いながら、気軽に 巾計画課までお問い合わせください 公園や広場は、その地域にお住まいの皆 なお、ご不明な点につきましては、

◎都市計画課 **2** 0561⋅37⋅3297 **1** toshikeikabuananan

toshikeikaku@city.nisshin.lg.jp

公園や広場のご利用にあたっては、次の事項を守ってください

- ○ロケット花火・打ち上げ花火・爆竹花火は禁止します。
- ○野球・サッカーなどの他の利用者に危険な行為は禁止します。
- ○周辺住民の迷惑になる行為はやめましょう。

(夜間のボール使用、大声で騒ぐなど、騒音を出さない)

- ○公園内へのバイク・車両での乗り入れは禁止します。
- ○犬のフンは、飼い主が必ず持ち帰ってください。
- ○公園内での犬の放し飼いは、他の利用者の迷惑となるため禁止します。
- ・広報にっしんの記事のとおり、公園や広場は、その地域にお住まいの皆さんが、お互いに譲 り合いながら、気軽にご利用いただくことを前提とした公共施設であります。
- ・そのため、スポーツ教室など公園の一部又は全部を独占した利用やロケット花火・打ち上げ 花火・爆竹花火等の公園利用者や近隣にお住まいになる皆様等に迷惑となる行為・危険を及 ぼすおそれのある行為・管理に支障のある行為については、管理者の判断で禁止行為として いました。
- ・これらの禁止行為に関する根拠を明確にする規定を定めることや、公園での許可行為におい て許可を受けずに利用している者に対し、退去できる規定を定めることは、公園を適正に利 用していただくために必要であります。
- ・そのため、次の考え方で改正します。

◎改正(案)の考え方

- ・行為の禁止として、公園利用者や近隣にお住まいになる皆様等に迷惑となる行為・危険を 及ぼすおそれのある行為・管理に支障のある行為を定める規定を追加します。
- ・公園での許可行為において許可を受けずに利用している者に対し、公園からの退去を命ず ることができる規定等を追加します。
- 条例の施行期日 平成30年4月1日